

## 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

規 則	告 示	契 約 課	農 村 整 備 課	水 産 業 基 盤 整 備 課	道 路 課	都 市 計 画 課	契 約 課	建 築 宅 地 課	教 育 委 員 会	公 安 委 員 会	技 能 検 定 員 及 び 教 習 指 導 員 資 格 審 査 の 実 施 に つ い て
建設工事執行規則の一部を改正する規則		一	一	一	二	二	三	三	四	四	四
家畜伝染病のまん延の防止に係る家畜等の移出制限の解除											
県営土地改良事業換地計画の縦覧											
海岸保全区域の変更											
漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定											
道路の供用開始											
都市計画決定の図書の写しの縦覧											
都市計画変更の図書の写しの縦覧（三件）											
平成八年宮城県告示第四百十二号（工事請負契約書及び変更契約書の様式）の一部改正											
開発行為に関する工事の完了											
企業局処務規程の一部を改正する管理規程											
教育委員会定例会の開催											
公安委員会											
技能検定員及び教習指導員資格審査の実施について											

## 規 則

ページ

建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年六月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十九号

建設工事執行規則の一部を改正する規則

建設工事執行規則（昭和三十九年宮城県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「十分の五」を「十分の四・五」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年六月十日から施行する。

2 この規則の施行前に改正前の建設工事執行規則の規定に基づき締結された契約については、なお従前の例による。

## 告 示

○宮城県告示第四百四十三号

令和四年五月十三日付け宮城県告示第三百七十九号で指定した家畜、又はその死体若しくは家畜伝染病の病原体をひろげるおそれのある物品の移動、移入及び移出の禁止区域を解除した。

令和四年六月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第四百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業吉田東部1期地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和四年六月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年六月十三日から令和四年七月十一日まで

三 縦覧場所

巨理町役場

○宮城県告示第四百四十五号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、昭和四十二年宮城県告示第四百四十三号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

令和四年六月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

沿岸名	海岸の名称		指定区域
	漁港名	地区名	
仙台湾沿岸	小網倉漁港	小網倉地区	次に掲げるイ点からナ点までを順次結んだ線及びイ点とナ点を結んだ線により囲まれた区域 基点A点 石巻市小網倉浜戸根入道下三地点先の二級基準点 イ点 A点から二九度〇三分〇七秒二二二・四七四メートルの地点 ロ点 イ点から二六四度二二分五七秒四六・〇〇〇メートルの地点 ハ点 ロ点から二七三度四九分二三秒二二〇・九〇九メートルの地点 ニ点 ハ点から二〇六度五〇分二五秒一五五・六二六メートルの地点 ホ点 ニ点から二九六度五〇分二五秒一九・八二二メートルの地点 ヘ点 ホ点から二二六度五一分〇〇秒六・九二八メートルの地点 ト点 ヘ点から一九五度二〇分四一秒二・四六四メートルの地点 チ点 ト点から二八五度二一分二一秒二・七九一メートルの地点 リ点 チ点から一九八度〇七分二九秒七・二三九メートルの地点 又点 リ点から一九九度二二分四九秒四・三三九メートルの地点 ル点 又点から二〇〇度五〇分五八秒三・六一〇メートルの地点 ヲ点 ル点から一四九度三三分〇七秒三・七二三メートルの地点 ワ点 ヲ点から一七三度三〇分三一秒五・一四八メートルの地点 カ点 ワ点から二〇八度二六分〇八秒四・二三四メートルの地点 ヨ点 カ点から二〇六度五〇分二五秒一四・九五五メートル

沿岸名	漁港名	地区名	指定区域
仙台湾沿岸	小網倉漁港	小網倉地区	令和四年六月十日宮城県告示第四百四十五号により海岸保全区域として指定した石巻市小網倉浜地内の小網倉漁港海岸保全区域のうち小網倉漁港区域に接する区域

○宮城県告示第四百四十六号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である石巻市長が管理を行う区域を次のとおり定める。

令和四年六月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第四百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年六月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年六月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	馬籠志津川線	気仙沼市本吉町午野沢七番一地从先から同市本吉町午野沢七番一地从先まで	令和四年六月二十二日

○宮城県告示第四百四十八号

大和町から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年六月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画土地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百四十九号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年六月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画公園

2 名称

九・七・一号 海岸公園

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百五十号

富谷市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年六月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画地区計画

2 名称

成田地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百五十一号  
大和町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年六月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百五十二号

平成八年宮城県告示第四百十二号（工事請負契約書及び変更契約書の様式）の一部を次のように改正し、令和四年六月十日から施行する。

令和四年六月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

様式第一号の第三十七条第五項中「10分の6」を「10分の5.5」に改め、同様式の第三十八条第三項中「10分の7」を「10分の6.5」に改め、同条第四項中「10分の6」を「10分の5.5」に、「10分の8」を「10分の7.5」に改め。

### 公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和四年六月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市青葉区国分町三丁目四番五号

アールランド開発株式会社

# 企業局

○宮城県企業局管理規程第十八号

企業局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和四年六月十日

宮城県公営企業管理者 佐藤 達也

企業局処務規程の一部を改正する管理規程

企業局処務規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。  
別表第一大崎広域水道事務所長及び仙南・仙塩広域水道事務所長の項第六号中「第八十五条第五項」を「第八十五条第六項」に改める。

附則

この管理規程は、公布の日から施行する。

# 教育委員会

○宮城県教育委員会告示第九号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和四年六月十日

宮城県教育委員会

教育長 伊東 昭代

一日 時 令和四年六月十三日 午後一時三十分

二 場 所 第一会議室

三 事 件

第一号議案 教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の廃止について

第二号議案 高等学校入学者選抜審議会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。  
六 問い合わせ先  
仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二一二二一三六二一）

# 公安委員会

○宮城県公安委員会告示第64号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

令和4年6月10日

宮城県公安委員会委員長 山口 哲男

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者（中型自動車、大型特殊自動車、けん引自動車を除く）	令和4年7月11日から	仙台市泉区市名坂字高倉65番地
現に技能検定員、教習指導員である者が新たに他の運転免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者（中型自動車、大型特殊自動車を除く）	令和4年8月31日まで	宮城県運転免許センター
新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許の資格を取得しようとする者で令和3年、令和4年度自動車安全運転センター中央研修所を修了した者		
自動車安全運転センター中央研修所を修了したことから資格審査の全科目が免除となる者		

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

令和4年6月10日（金）から令和4年6月17日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

令和4年6月10日(金)以降(土曜、日曜及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時

15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター(宮城県警察本部交通部運転免許課)

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課にお問い合わせをすること。

問い合わせ先の電話番号 022-373-3601